



# 自主防災組織活動（共助） — チェックリスト — 被害想定や防災対策の具体的検証例（自主防災組織役員編）

自主防災組織が行う地震防災対策についてチェックしてみましょう。

チェック項目の中には、地域によっては関係のない内容のものもありますが、今後の防災対策の参考としてください。

なお、地域防災訓練の実施状況に関する詳細なチェック項目はありません。

チェック項目の解説や前提となっている資料（データ）については、県発行「自主防災組織活動マニュアル」のほか、市町が発行している防災関係資料や静岡県地震防災センターのホームページに掲載されている防災関係資料などを参考にしてください。

## 1 地域の被害想定や危険度の検証

### （1）地域の状況把握

#### <地域の危険箇所>

- 山がけ崩れの危険性がある場所はないか、及び、土砂が広がる範囲はどこか
- 防潮堤や河川堤防が整備されていないところはあるか
- 稼働できない水門（陸こう水門を含む）はないか
- 倒壊の可能性があるブロック塀や電柱、街灯、高い煙突、大木はないか
- 落下しそうな屋外看板等はないか
- 高層建築物のガラスが割れて落下、飛散しそうなところはないか
- 高架道路等から通行車両が転落しそうなところはないか
- 海岸の防潮堤や防波堤、河川の堤防で老朽化している、または、脆弱な施設はないか
- ため池の護岸や堤防で老朽化している箇所や脆弱な施設はないか
- マンホールや貯水槽の蓋は大丈夫か（蓋が外れて人が落下しないか）
- 海岸や河川等の崖の外側に張り出したような道路や歩道はないか
- 危険物や化学薬品等を扱っている事業所はないか
- 危険動物や大型動物を飼っている施設や事業所はないか

#### <地震による被害想定>

- 想定される最大震度はどのくらいか
- 想定される液状化の危険性はどのくらいか
- 想定される津波の高さと浸水深、浸水域の範囲はどこまでか
- 想定される津波の到達時間、浸水が始まる時間はどのくらいか
- 想定される延焼火災の発生可能性はどのくらいか

### <地域の特性・地質>

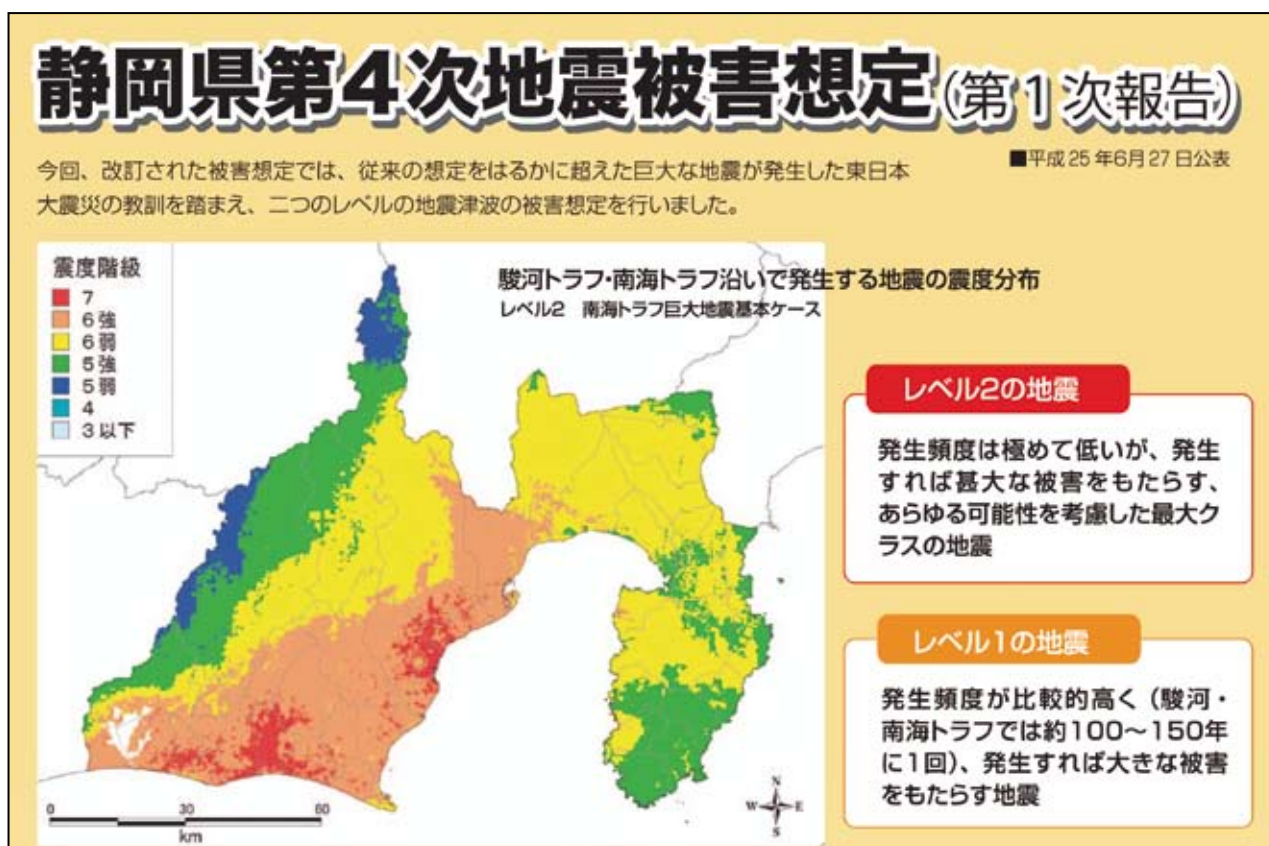
- 海拔が著しく低いところはあるか
- 地域を流れる河川の河床よりも低いところ（天井川エリア）はあるか
- 埋立地や湿地、沼地（かつて湖沼だったところ）はないか
- 土地が陥没しそうなどころはないか

[チェックできた項目数； 22項目中\_\_\_\_\_項目]

<解説> 地震被害想定や地質、災害危険予想区域などの情報は、所在の市町が発行する防災関係資料を参考とするほか、「静岡県統合基盤GIS」で確認できます。また、各地の海拔は、「同GIS」または、国土地理院ホームページ「標高が分かるWEB地図」で把握できます。

各地域においては、行政が発行する情報に加え、自主防災組織が主体的かつ独自に予想危険箇所を把握することが求められます。役員を中心に住民皆が防災の視点で地域を検証し、防災マップづくりを通じた情報の共有化に取り組みましょう。

なお、地域の危険箇所や防災対策を把握、認識するためのイメージトレーニングとして「災害図上訓練DIG（ディグ）」があります。DIGを活用して、地域の防災力を検討してみましょう。「DIG」についても、静岡県地震防災センターホームページを御参照ください。



「地域防災人材バンク名簿」をご活用ください。

防災講演会の講師、防災訓練のアドバイザーなどを紹介しています。名簿は、静岡県地震防災センターのホームページで公開しています。

地域防災人材バンク

検索

<http://www.pref.shizuoka.jp/bousai/e-quakes/shiraberu/higai/jinzaibanku/>

## (2) 基本活動

### <組織づくり>

- 自主防災組織として災害時に機能する体制になっているか
- 組織の長、役員（災害時の活動を指揮できる人）は一定人数いるか
- 防災リーダー、指導者（防災に関する知識を有し、防災活動を指導できる人）はいるか
- 防災活動ごとに班構成ができていますか

### <情報提供・コミュニケーション>

- 住民が正しい防災知識を有し、積極的に防災活動に参加しているか
- 地域住民に正確で分かりやすい防災情報を提供しているか
- 女性や高齢者、障害のある人の意見が地域防災活動に反映されているか
- 防災に限らず、地域住民の交流が深まるような行事が行われているか

### <防災訓練>

- 定期的に防災訓練を実施しているか（多くの住民が参加できる工夫がされているか）
- 防災訓練の実施に当たっては、市町や有識者、指導者、専門的な技能を有している人材と連携しているか、または、助言などの協力を得ているか
- 過去の訓練を検証し、適宜、見直しや新たな訓練手法の導入を心がけているか
- 役員、班員は定期的に情報交換や訓練を行っているか

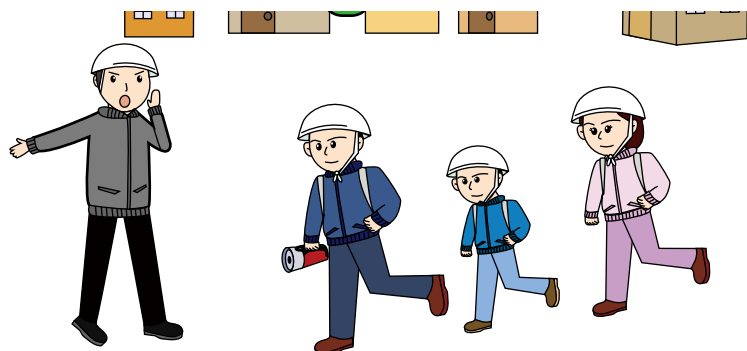
### <防災計画・各種台帳等>

- 津波、山がけ崩れ、延焼火災など災害別に避難計画を策定しているか
- 過去の被害実績や土地利用などを踏まえた防災マップを作成しているか
- 各種の台帳（組織台帳、世帯台帳、人材台帳、要援護者台帳など）を整備しているか

[チェックできた項目数；15項目中\_\_\_\_\_項目]

<解説> 自主防災組織の組織体制と役員構成、人材活用は、組織の運営及び活動を推進する基本となります。地域の住民が男女の区別なく主体的に役員となり、地域の実態が把握できるような組織づくりを進め、強化を図りましょう。

防災訓練の実施をはじめ、避難計画書、防災マップ、各種台帳、避難生活計画書の作成は、自主防災組織として必須の防災活動です。県や市町が発行する自主防災組織活動マニュアル等を参考として、作成と整備に取り組みましょう。



## 2 防災対策の検証

### (1) 自主防災組織の災害対策本部

- 自主防災組織の災害対策本部（以下「自主防本部」）は、いつ誰がどこに開設するのか決まっているか
- 自主防本部や各班の行動マニュアル（行動の段取り）はできているか
- 自主防本部で使用する防災用品は保管してあるか
- 自主防本部での情報通信体制は確保されているか
- 災害時の地域内情報をどのように収集するか、方法は決まっているか
- 地域の被災状況を自主防本部に伝達する仕組みはできているか
- 自主防本部は地域の災害対応を住民に的確に指示できるか

[チェックできた項目数； 7項目中\_\_\_\_\_項目]

<解説> 災害時に自主防災組織として機能するためには、役員で構成する災害対策本部が設置され、具体的な防災活動や災害対応が実践できなければなりません。本部は、被災直後の地域の情報収集や各種防災活動の指示を担う拠点となることから、いざという時のために、設置場所や運営方針をあらかじめ決めておく必要があります。

なお、自主防災組織が地域の防災対策や災害対応を具体的・実践的に理解するためのイメージトレーニングとして「自主防災組織災害対応訓練イメージTEN(テン)」があります。イメージTENを活用して、地域の災害対応を検討してみましょう。

「イメージTEN」についても、静岡県地震防災センターホームページを御参照ください。

### (2) 津波・山がけ崩れからの避難体制

<危険区域や避難地の表示>

- 津波危険予想地域及び山がけ崩れ危険予想地域において、浸水や土砂崩れの区域（ハザード）が日頃から住民に周知されているか
- 津波危険予想地域及び山がけ崩れ危険予想地域において、海拔や危険箇所を示す標識や表示が数多く設置されているか
- 津波危険予想地域及び山がけ崩れ危険予想地域において、避難地を示す標識や表示がなされているか

<避難のための備え>

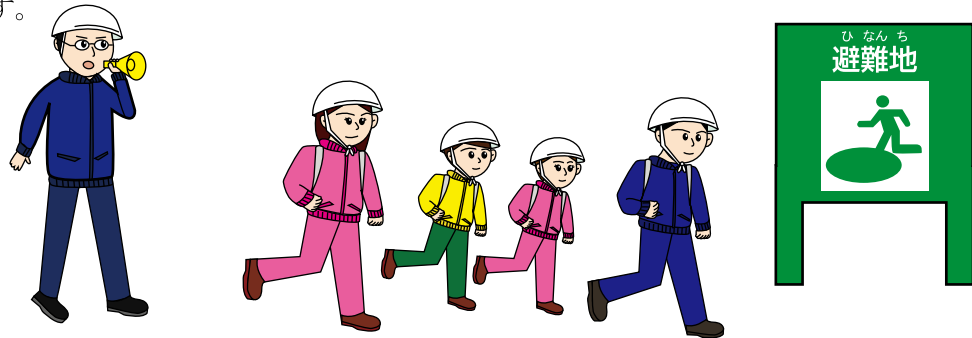
- 津波避難ビル、避難タワーは、いつ地震が発生しても24時間・365日住民が避難できる状態で管理されているか（入口の鍵の開け方は周辺住民に周知されているか）
- 地域住民の具体的な避難計画（避難対象者、避難先、避難ルート、避難所要時間設定、避難先での対応内容などの事前確認）はできているか
- 津波避難ビル等の避難場所に最低限の防災用品が備蓄されているか
- 地震の際に落橋しそうな橋を避難ルートに含む場合、落橋した場合を想定した避難計画を立てているか
- 海岸や河川、ため池などの堤防上の道が避難ルートに含まれていないか
- 津波や山がけ崩れから避難する際、率先避難者はいるか、率先避難をする役割の人を決めているか

[チェックできた項目数； 9項目中\_\_\_\_\_項目]

<解説> 津波や山がけ崩れの危険性のある地域については、その地域のすべての住民が想定浸水域や土砂崩れ等が及ぶ範囲を熟知しておく必要があります。そのため、避難を誘導する標識や表示は綿密に設置されることが求められます。

避難先となる避難地や避難ビルなどについては、いざというときに迅速に使用できるよう、日頃からしっかり管理しておく必要があります。また、避難ルートについても、平常時の状態ではなく、大規模地震の際に通行できるかどうか十分に検証することが必要です。

なお、津波や山がけ崩れからの避難行動を促すため、誰もが率先して避難する人になることが求められます。あらかじめ自主防災組織の避難誘導班に「率先避難者」の役割を果たしてもらうのも有効です。



### (3) 防災倉庫、防災資機材、防災用品

- 防災倉庫は安全な場所に設置されているか（津波や山がけ崩れの危険予想地域内に設置されていないか）
- 防災倉庫の鍵は複数の人が常時使用できる管理体制になっているか
- 防災倉庫内の資機材は、実際に地域で起きる災害を時系列で想定して配置しているか
- 防災用品や水・食料の使用期限、賞味期限を確認して、適宜、更新しているか（管理台帳やチェックリストで正確に管理しているか）
- 非常食に水が必要な場合に飲用水を備えているか
- 防災倉庫の利用に当たり、停電時の夜間に利用する場合に備え、扉を開けたらすぐのところに懐中電灯や非常電源による明かりを用意しているか
- 非常食の缶詰はプルトップタイプか、そうでない場合には缶切はあるか
- 懐中電灯には、取り替え用の電池と電球を備えているか
- 防災用品は夏・冬用それぞれ地震発生の季節を考慮して備蓄しているか
- 実際に災害があった場合に、防災倉庫及び使用中（使用済）の資機材や防災用品を管理する役割の人は決められているか

[チェックできた項目数； 10項目中 \_\_\_\_\_ 項目]

<解説> 防災倉庫及び防災資機材、防災用品は、いざというときのために利活用されるものです。平常時に利用できても、実際の災害時に、地域住民が使用できなければ「無い」に等しいこととなります。保管されているもの一つひとつが実際に使用できるかどうか、日頃から確認しておきましょう。

また、大規模地震の際には長期間の停電が予想されます。停電時の夜間でも使用できるよう、非常電源と照明の確保が必要です。暗闇の中で、防災倉庫を開錠したり、資機材を取り出す作業をしなければならぬことを十分想定しておきましょう。



#### (4) 初期消火、延焼火災対応

- 役員及び住民は地域内の消防水利の場所を把握しているか
- 消防水利の蓋を開ける工具等は保管してあるか、保管場所から常時取り出すことはできるか
- 消防可搬ポンプのホースは消火栓に接続できるか
- 消防可搬ポンプや非常用発電機の燃料はあるか
- 消火用バケツを用意する場合、汲み上げる水利の位置や状態を考慮しているか。また、汲み上げるためのロープを用意してあるか
- 地域で使用できる共用の消火器を各地に配置しているか
- 延焼火災から避難する際、率先避難をする役割の人を決めているか
- 延焼火災に備え、一次避難地、広域避難地の標識・表示は設置されているか

[チェックできた項目数； 8項目中 \_\_\_\_\_ 項目]

<解説> 大規模地震の際には、どの地域においても火災が発生する可能性があります。特に、市街地では延焼火災（大火）が懸念されます。

火災を食い止めるためには、初期消火が重要ですが、発火から数分以内に消火活動をしなければ、火災は拡大してしまいます。一度拡大した火災を地域住民の手で消火することは極めて困難です。したがって、初期消火には迅速な対応が求められます。いざというときのために、日頃から消火器や消防水利の使用手順について習得しておきましょう。

万一、延焼火災になった場合は、避難が必要です。率先避難者を中心に、最寄の集合場所、一次避難地、広域避難地への段階的な避難をしましょう。（状況によっては、直接、広域避難地に避難する必要がある場合も想定しておきましょう。）

#### (5) 救出救助、応急救護

- 建物倒壊時の被災者救出用の道具や工具はあるか
- 建物倒壊時の被災者救出用の道具や工具の運搬方法は準備できているか
- 負傷者の搬送先、搬送方法は決まっているか、準備できているか
- 負傷者の応急救護用の防災用品はあるか
- 住民レベルのトリアージ（スタート式トリアージ）や心肺蘇生法を的確にできるか
- 地域で使用できる共用のAED（自動体外式除細動器）は配置されているか、配置されている場所を把握しているか
- 最寄の救護所（開設場所）や救護病院を住民が承知しているか

[チェックできた項目数； 7項目中 \_\_\_\_\_ 項目]

<解説> 大規模地震の際に最も懸念される被害が建物の倒壊です。阪神・淡路大震災は大きな教訓になっています。建物の耐震化は進んでいますが、まだ十分ではありません。万一、倒壊により住民が生き埋めになってしまった場合は、近隣の住民が救出救助活動を担うことになります。

負傷者の手当てについても急を要します。被災現場で応急救護ができない場合は、最寄の救護所や救護病院に搬送しなければなりません。近隣の人が負傷しても、落ちついて救護活動ができるよう日頃から準備をしておきましょう。

## (6) 避難所の開設、運営

- 避難生活計画書は作成、整備されているか
- 避難所や救護所の場所は、地域住民の誰もが知っているか
- 避難所や救護所で使用する防災資機材や防災用品を備蓄してあるか、保管状況は良好か
- 避難所の受付場所や管理運営方針は決まっているか
- 避難所の屋内・屋外ごとに使用目的別エリアを決めてあるか
- 避難所の入所ルール（入所の順序、入所後のルール）は決まっているか
- 避難所の運営スタッフはいるか、市町、管理者（主に学校）、災害ボランティアとの連携はできるか
- 災害ボランティアとの調整役はいるか、または、円滑に調整できるか
- 電気や水道、ガスの供給が止まっても非常食の炊き出しはできるか
- 配給用の食器類はあるか、衛生的な配給はできるか
- 全国からの支援物資の分配をどのように行うのか準備はできているか

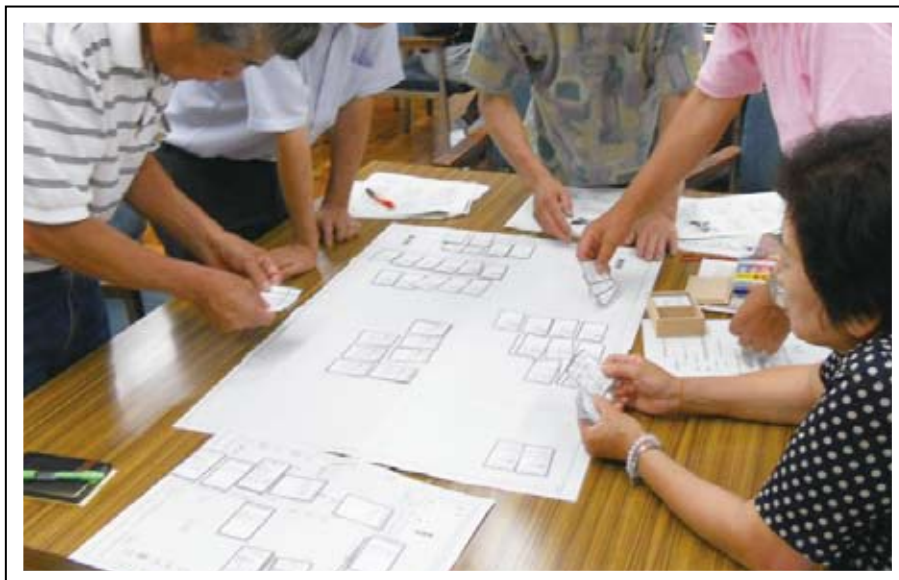
[チェックできた項目数； 11項目中\_\_\_\_\_項目]

<解説> 大規模地震の際に住宅が全壊するなど大きな被害を受けた人が一時生活する場所が避難所です。避難所に指定されている施設の多くが学校などの公共施設ですが、避難所として利用された場合、その管理・運営は主に自主防災組織が担うこととなります。開設に当たっては、日頃から、市町や施設管理者と連携を図っておく必要があります。

実際の災害時には、多数の被災者が入所を希望することが予想されます。入所に当たって現場で混乱が生じないように、あらかじめ避難所運営計画を作成し、自主防災組織による運営ができるよう準備しておきましょう。

なお、避難所の運営を具体的に体得するためのイメージトレーニングとして「避難所運営ゲームHUG（ハグ）」があります。HUGを実施して、地域住民の手で避難所運営ができるようにしましょう。「HUG」についても、静岡県地震防災センターホームページを御参照ください。

（HUGセットは販売されています。お求めの場合は、みんなのお店・わ（電話：054-272-3730）まで御連絡願います。）



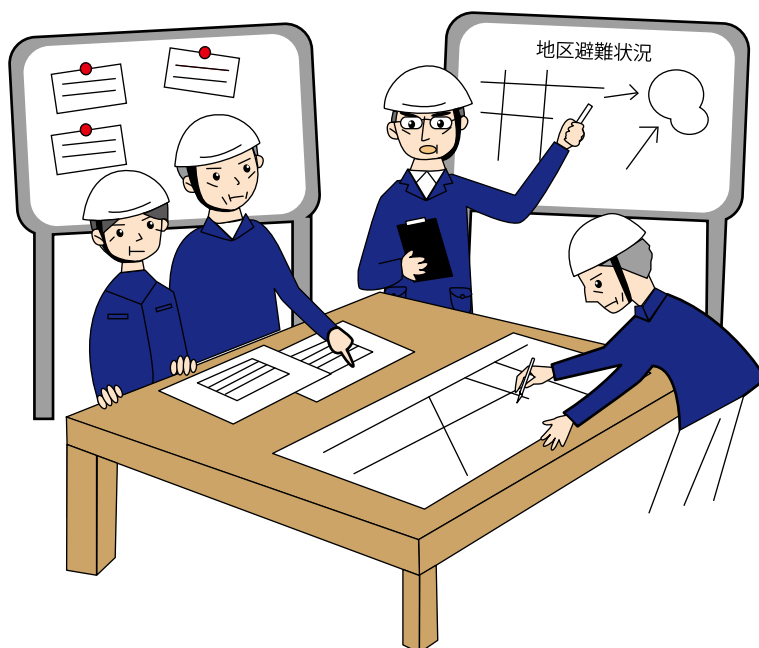
## (7) 被災後の住民生活支援

- 被災後も在宅で暮らす人の状況を把握する体制はできているか（誰が状況把握をするのか、どの班が担当するのか）
- 被災後も在宅で暮らす人の生活・物資支援はできるか
- 被災後の防犯活動を具体的に考えているか
- 被災後の要援護者の支援を具体的に考えているか
- 被災後のし尿や廃棄物、一定規模の瓦礫の処分を具体的に考えているか

[チェックできた項目数； 5項目中 \_\_\_\_\_ 項目]

<解説> 被災後の地域住民の生活についても、自主防災組織で支援を続けることが求められます。大規模地震の際には、避難所ばかりが注目されますが、実際には在宅で生活をする人も多くいます。近年は、高層住宅が増加していますが、停電に伴うエレベーターの停止により、高層階に居住する高齢者世帯などが孤立する可能性があります。水・食料の配給や各種情報提供など、避難所以外のところにも配慮しましょう。

以上のすべてのチェックが終わり、弱点や遅れていることが判明した場合は、改めて、役員会議や防災訓練等を実施し、地域防災力の底上げに取り組んでください。



平成25年12月

編集・発行：静岡県危機管理部

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

TEL.054-221-3366（危機情報課） FAX.054-221-3252

インターネットによる防災情報は、

静岡県危機管理部のホームページと静岡県地震防災センターのホームページで提供しています。

（静岡県危機管理部）・・・ <http://www.pref.shizuoka.jp/bousai/>

（静岡県地震防災センター）・・・ <http://www.pref.shizuoka.jp/bousai/e-quakes/index.html>